

議会活動 2020年12月議会で質問しました。

【1】環境問題にどう取り組むか

(1) 環境基本条例が今まで準備されなかった理由はなにか
愛媛県が環境基本条例を平成8年に制定しました。県内の各自治体も平成15年の松山市・新居浜市を皮切りに、昨年1月に施行された西予市まで半分以上の自治体で同様の条例が制定されています。遅れて制定される、宇和島市の環境基本条例です。どう言う理由で準備が進まなかったのでしょうか。
(2) 遅れて作る環境基本計画に何をうたうのか
国の説明によると、環境基本計画は、環境基本法に基づき政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものとしています。自治体に於いては、環境基本計画は、環境条例をもとに、宇和島市の環境をどう保全するか、計画的に推進するための大綱ということになり、それは、総合的で長期的なものである必要があります。宇和島は、どう策定されるのでしょうか。
例えば、総合的・長期的なものとして、海洋ゴミへどう取り組み、ゴミ減量の問題にどう取り組むかということに、積極的に触れられなければならないと思います。また、遅れて作られるものですから、より実効性のある、具体的な政策が並行して検討され、早期に実行に移されることが望まれます。
(3) 海洋ゴミの問題にどう取り組む

【2】管理が不十分でご近所に迷惑な空き家や空き地にどう対処するか

(1) ご近所迷惑な空き地の所有者へ働きかけをしようしない行為は、地域住民にとって遵法闘争と写るのではないか
(2) 税務で知り得た情報を行政機関が使用して、地域の生活環境向上のために使うことをどう考えるか
12月1日、自由民主党の「安全保障と土地法制に関する特命委員会」(新藤義孝委員長)の出した提言によると、土地情報を一元化するデータベースの設立を含む議員立法で、2021年1月招集の通常国会で関連法案提出を求めています。
ご存じのとおり、土地利用の実態を把握するための手段は、不動産登記簿や固定資産課税台帳・農地基本台帳・森林調査簿などがあります。ただ、登記簿は更新が任意で、実態を必ずしも反映していません。そのことが大きな問題とされていることは、ご承知のとおりです。森林と農地は地方自治体への事後届け出が義務化されたものの、調査は自治体に委ねられています。
一方、提言の基本方針には、
①所有者不明の土地を利用しやすくする
②土地関連台帳の充実
③土地保有に関する情報連携や国民への開示 をあげています。
また、各省庁が個別に調査している土地に関する情報を一元的に把握出来るデータベースを整備する必要性を問うています。当然、この個人情報の共有範囲は制限されるべきですし、プライバシーの保護には配慮が必要ですが、情報の利用については、それ以上に大切な守られるべき社会的利益がある場合には、その法益を比較して取り扱いが決められるべきだと思います。そこで、税務情報で知り得た情報(放置され危険な状態になった土地の固定資産税等を誰が支払っているか(未登記の場合調べる術はない))をそれ以外の部署が利用することについて、より大きな保護されるべき利益(地域住民の健康や安全の確保など)がある場合には、違法性が阻却されると解するのが妥当だと

思っています。
私ども議員が地元自治会等から適切に管理されていない土地をなんとか出来ないかと相談を受け対応をお願いしていくわけですが、所管の生活環境課で連絡先を把握して、その所有者等(固定資産税を支払っている方)に適切な管理をお願いするよう連絡をして欲しいと望むのであります。決して、私たちに、どこの誰が所有しているか教えて欲しいとか、その管理が不十分であるからみんなで糾弾しようとか言うものではありません。ここで、収集及び目的外利用とされる個人情報の内容は、固定資産税・都市計画税納税義務者の氏名やその住所、それら納税通知書の送付先氏名やその住所であります。
評価額や固定資産税等が滞納されているだとか、質権の設定が有るとか、所有権について係争中であるとかいう情報ではないのです。
地方税法総則逐条解説においても、「守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。」とされています。
つまり、守秘義務が解除されるか否かについてはこの「比較衡量」の考え方によって判断されることになると考えます。このことは、2020年3月に改正された土地基本法の第二条に「土地についての公共の福祉優先」と見出しを付け、また、同第3条に、「適正な利用及び計画に従った利用」という見出しの条文を設けていることから、法がその目的達成の基本的考えを示していることを考えれば、運用を変えていくべき環境の変化を理解して欲しいと思います。
今回の改正は、人口減少社会に対応して、基本理念など法全般で土地の適正な「利用」「管理」の確保の必要性を明示しました。土地所有者等の土地の適正な「利用」「管理」に関する責務(登記等権利関係の明確化、境界の明確化)を明らかにし、国・地方公共団体の講ずべき施策について土地の適正な「利用」「管理」を促進する観点から見直したわけです。^{※1}
この法を根拠にしても、土地の適正管理について、情報提供が必要な場合には、他の行政機関に情報を提供しても、違法性は阻却されると考えるのが妥当ではないでしょうか。
実際に、平成27年2月26日に国土交通省住宅局と総務省自治行政局から出された「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」から、平成30年11月15日に国土交通省土地・建設産業局企画課長出された「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について」までを見ても、また、先に述べた、自民党の「安全保障と土地法制に関する特命委員会」(新藤義孝委員長)の提言を見ても、少なくとも、固定資産課税台帳の情報を行政機関の内部で共有して、国民の福祉向上に努めるという意志をくみ取れると思いますがいかがでしょうか。そして、税額情報を含まない課税者についての情報は、公開されている登記情報と情報レベルは近く、地方税法22条の秘密にはあたらない(構成要件に該当しない)と解釈^{※2}している自治体もあるのです。
宇和島はどうかというと、空家等対策計画を策定済みの市区町村一覧(1,208市区町村)を見ても、宇和島市は策定されていません。^{※3}
また、法定協議会を設置済みの市区町村一覧(812市区町村)を見ても、宇和島市では設置されていません。^{※4}

つまり、宇和島市はこれらのことに消極的なようで、その原因はどこに在るのかと思います。

※1 国土交通省令和2年度2月4日報道発表「土地基本法等の一部を改正する法律案」概要
※2 多摩市 平成29年度第1回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録での課税課の見解
※3 令和2年3月31日時点 国土交通省資料 001373853.pdf
※4 令和2年3月31日時点 国土交通省資料 001373854.pdf

【3】ヤングケアラーの実態やいかに

国は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知^{※1}を発出し、市町村等に対して、ヤングケアラーの概念や実態について周知するとともに、要保護児童対策地域協議会と高齢者福祉、障害者福祉部局等の関係部署が連携を図りながら適切に対応するよう求めています。
また、令和2年2月28日の参議院議員牧山ひろえ氏の提出した「支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問」に対する答弁書によると、要保護児童対策地域協議会に登録されているヤングケアラーとして把握している子供のうち、調査に対して回答のあった事例について、その発見者は、学校が39.5パーセント、保健師が11.0パーセント、地方自治体のケースワーカーが8.4パーセント等とあります。
(1) 宇和島市では、どう把握しているか
2019年12月議会での答弁によると、保健福祉部長は「実態把握は出来ておりません」とのことでした。
要保護児童対策地域協議会でヤングケアラーの事案を発見されたという事例はあるでしょうか。
また、要保護児童対策地域協議会の場には、教育委員会も出席していますが、学校現場はいかがでしょう。
同じく、2019年12月の議会答弁で、教育部長は、「再点検しましたところ、ヤングケアラーではないかとの疑いのある児童・生徒が若干名いる」とのことでした。それ以降如何でしょうか。
(2) 厚労省の企図する18才未満のこども対象の実態調査の内容は
(3) 宇和島で取り組める支援策は何があるか

※1 令和元年七月四日付け子家発〇七〇四第一号

【4】子ども医療費の無料化について(黎明 27号 主張をご覧ください)

(1) 一人当りの医療費がどこまで増えると想定しているか
(2) その数字の根拠は
(3) その数字は、医療扶助を受けたり医療費補助を受けている方の医療費と比較していかがか

【5】AI技術開発・利用の先進地たれ。地方の新しい形を創造しよう

2020年12月、経団連が政府に「個人情報の定義を揃えるよう」要望しました。つまり、いわゆる二千個問題の解決を計り、情報共有の障害を早期に取り除くことを促すものであります。ご存知のとおり、現状、自治体ごとにデータ共有の方式や手続が異なることから、別の機関との情報共有が難しく、運営する自治体が異なる公立病院の間で患者情報のやり取りがうまくできないなどの問題が指摘されてきました。実際、災害支援などで関係機関との情報共有に支障が出

るといった弊害も出ていました。コロナ渦に露呈した、行政機関の情報管理の非効率な実態を見ると、自治体の業務をデジタル化によって効率化しようとしても、自治体ごとにシステム改修に臨むことは、非効率であり、どこまでを標準化していくかの議論は必要であるとしても、国全体で、統一化や標準化することがコスト軽減も含めて効率化には必須でありましょう。

市長は、3月に行った施政方針の中で、「今後ますます多様化するであろう行政需要や人口減少対策などの重要課題に、限られた職員で効率的に対応していくため、AIやRPA等の最新技術を実証的に導入するとともに、全庁的にデジタルファーストを推進する」「まずは、先行自治体で効果が認められている保育所等への入所選考をはじめ、ふるさと納税や予防接種の受付業務等の定型的業務の自動化などに取り組むとともに、可能なものから情報発信におけるデジタルシフトにも取り組みながら、引き続き職員の意識改革や事務の点検等を行い、効果が認められるものから順次導入拡大を図り、働き方改革や業務の効率化等の取組を通じて、職員でしか対応できない業務に注力できる環境を整え、併せて市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。」と述べています。コロナ前のことです。
コロナ渦を経て、国の見直し方針に乗って、さらに幅を広げて事務事業の見直しが進むと思いますが、

(1) 押印廃止や対面原則の見直しの先にあるものは何かを尋ねました。
島根県美郷町と古河電気工業は、猪などの獣害対策に人工知能などの先端技術を活用する^{※1}と報じられました。
徳島県美波町は、「スーパーシティ」構想 自治体アイディア公募に応じ、スーパーシティ構想の区域指定を目指していますが、モデル事業である重点事業化促進プロジェクトなどに継続して取り組むなど早くからIT利用に取り組み、サテライトオフィスの誘致は、現在20社に上る^{※2}といいます。
既定路線に乗って、国とともに事務事業の効率化、無駄の廃止に取り組むことを否定しませんが、これを機会として、
(2) 地域の生産性向上にAIの積極活用を 意識して欲しいと強く思います。

特に、一つ一つの事業所の規模が小さな当地域では、技術開発を進めてその実用化を図ろうとしても、投資意欲は期待しにくいと思われます。かなりの先行投資が必要なものであれば、さらに改革は抑制されてしまうと思います。そこへ、公が協力の手を差し伸べる必要性が有ると考えるのです。国の支援制度を取り込んだり、大手からベンチャーまで広く民間の力を地域へ誘致することに取り組むべきだと思うのです。
宇和島では、AI等のデジタル技術を活用した生産性向上にどのような支援が出来るでしょうか。そんなことを、押印廃止や対面重視で進めてきた行政サービスの見直しの「先」に見つけて欲しいと思います。
また、地域の生産性向上のため、IT人材の不足する日本で

(3) 人材不足にどう対処するかを尋ねてみました。
※1 2020年11月25日古河電工プレスリリース
「古河電工と島根県美郷町 包括的連携に関する協定を締結」
※2 2020年9月30日現在 美波町町長講演資料「美波町 地方創生取り組みについて」

○詳細は、宇和島市議会のホームページにてどうぞ。
○発言者の名前や発言内容(単語等)で検索できます。